
平成21年第2回大和町議会定例会会議録

平成21年3月5日（木曜日）

応招議員（18名）

| | | | |
|----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 卷 博 史 君 | 10番 | 浅 野 正 之 君 |
| 2番 | 松 川 利 充 君 | 11番 | 鷓 橋 浩 之 君 |
| 3番 | 伊 藤 勝 君 | 12番 | 上 田 早 夫 君 |
| 4番 | 平 渡 高 志 君 | 13番 | 大 友 勝 衛 君 |
| 5番 | 堀 籠 英 雄 君 | 14番 | 中 川 久 男 君 |
| 6番 | 高 平 聡 雄 君 | 15番 | 中 山 和 広 君 |
| 7番 | 秋 山 富 雄 君 | 16番 | 桜 井 辰太郎 君 |
| 8番 | 堀 籠 日 出 子 君 | 17番 | 大 崎 勝 治 君 |
| 9番 | 馬 場 久 雄 君 | 18番 | 大 須 賀 啓 君 |

出席議員（18名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 卷 博 史 君 | 10番 | 浅 野 正 之 君 |
| 2番 | 松 川 利 充 君 | 11番 | 鶉 橋 浩 之 君 |
| 3番 | 伊 藤 勝 君 | 12番 | 上 田 早 夫 君 |
| 4番 | 平 渡 高 志 君 | 13番 | 大 友 勝 衛 君 |
| 5番 | 堀 籠 英 雄 君 | 14番 | 中 川 久 男 君 |
| 6番 | 高 平 聡 雄 君 | 15番 | 中 山 和 広 君 |
| 7番 | 秋 山 富 雄 君 | 16番 | 桜 井 辰太郎 君 |
| 8番 | 堀 籠 日出子 君 | 17番 | 大 崎 勝 治 君 |
| 9番 | 馬 場 久 雄 君 | 18番 | 大須賀 啓 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|---------|--------------------------|---------|
| 町 長 | 浅野 元 君 | 保健福祉課長 | 浅野 雅勝 君 |
| 教 育 長 | 堀籠 美子 君 | 産業振興課長 | 遠藤 幸則 君 |
| 代表監査委員 | 三浦 春喜 君 | 都市建設課長 | 高橋 久 君 |
| 総 務 まちづくり 課 長 | 千坂 正志 君 | 上下水道課長 | 渋谷 久一 君 |
| 財 政 課 長 | 千坂 賢一 君 | 会計管理者兼 会 計 課 長 | 織田 誠二 君 |
| 税 務 課 長 | 佐藤 成信 君 | 教育総務課長 | 瀬戸 善春 君 |
| 町 民 課 長 | 瀬戸 啓一 君 | 生涯学習課長 | 横田 隆雄 君 |
| 環境生活課長 | 高橋 完 君 | 総務まちづく り課まちづく り対策官 | 千葉 恵右 君 |

事務局出席者

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 眞也 | 書 記 | 藤原 孝義 |
| 班 長 | 瀬戸 正志 | | |

【議事日程】

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「会期の決定について」

「諸般の報告」

「施政方針の表明」

日程第 3 「議案第 7 号 大和町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」

日程第 4 「議案第 8 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 9 号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例」

日程第 6 「議案第 10 号 農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例」

日程第 7 「議案第 11 号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 12 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 13 号 土地取得特別会計条例を廃止する条例」

日程第 10 「議案第 14 号 大和町町民バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 11 「議案第 15 号 大和町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 12 「議案第 16 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

日程第 13 「議案第 17 号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例」

日程第 14 「議案第 18 号 平成 20 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 15 「議案第 19 号 平成 20 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 16 「議案第 20 号 平成 20 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第 17 「議案第 21 号 平成 20 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

日程第 18 「議案第 22 号 平成 20 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第 19 「議案第 23 号 平成 20 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 20 「議案第 24 号 平成 20 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 21 「議案第 25 号 平成 20 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 22 「議案第 26 号 平成 20 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 23 「議案第 27 号 平成 20 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 24 「議案第 41 号 大和町総合計画基本構想について」

日程第25「議案第42号 大和町国土利用計画について」

日程第26「議案第43号 町道路線の廃止について」

日程第27「議案第44号 町道路線の認定について」

日程第28「議案第45号 字の区域をあらたに画することについて」

日程第29「議案第46号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時58分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

少し早いんでありますが、皆さんおそろいですから、始めたいと思います。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第2回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番松川利充君及び3番伊藤 勝君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりであります。ご了承ください。

「町長あいさつ」

議 長 （大須賀 啓君）

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第2回大和町議会定例会開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成21年第2回大和町議会定例会開催に当たり、平成21年度の行財政運営の考え方と、一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、議員皆様方のご理解とご協力を賜りますとともに、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

初めに、我が国の経済状況ではありますが、昨年後半に発生いたしました米国発のサブプライムローン問題から、世界同時の金融危機という事態に派生し、我が国においても製造業を中心に雇用調整・雇い止めが起り、そのことが消費低迷へと進み、急速な景気悪化の状況となっております。

こうした景気動向を踏まえて、国の予算編成も平成23年において、国・地方を通じた基礎財政収支を黒字化する「経済財政運営と構造改革に関する

る基本方針2006」の流れに沿って、昨年6月27日に閣議決定いたしました「経済財政改革の基本方針2008」につきましては、国の予算編成時におきまして方針転換が行われたところでございます。

国の予算は、現在国会において審議中でございますが、予算総額は過去最高の88兆5,480億円で、政策経費でございます一般歳出につきましても、基礎年金の国庫負担引き上げや経済緊急対応予備費の盛り込みにより51兆7,310億円となり、財源措置についても国税収入減に対応して、新規国債発行額を33兆2,940億円と国債依存率を高めながらも、景気対策に重点を置いた過去最大の予算となっておりますところでございます。

これに呼応いたしまして、地方財政対策におきましても、地方税、地方譲与税の減額を地方交付税の増額加算及び臨時財政対策債の増発で補う内容といたしております。この結果、ルールに基づいた財源不足額を超える分につきましては、平成18年度以来3年ぶりに国と地方の折半負担制度を用いたもので、将来の財政運営には、これらの反動も踏まえて対応していく必要性が含まれているものでございます。

平成21年度の大和町の予算編成につきましては、昨年11月10日に編成方針を示し、スタートしたものでございますが、昨年前半は、大和町にとりまして仙台北部中核工業団地へ各企業進出が行われた平成初頭の再来、あるいはそれ以上を連想させる企業の進出決定があり、今後に対する経済効果と環境整備、奨励金支出への備えが交錯する中でも、大きな期待が寄せられたところであります。

しかしながら、その後の世界同時不況の波が製造業を中心として企業の投資意欲をそぎ、さらには在庫調整を行う状況までに至り、大和町に進出決定をしておりました企業につきましても、東京エレクトロン株式会社が続いて、トヨタ自動車東北株式会社、ソマール株式会社において計画されておりました工場建設時期の延期表明がなされ、町としましては、早期の計画遂行を願っているところでございます。

予算編成は、このような年度後半の状況を踏まえながらも、企業進出計画に沿って進めてきました環境整備は粛々と進める、また、第4次総合計画策定が並行していることも踏まえまして、総合計画実現に向けた取り組みと、継続した課題への取り組みを柱として編成を進めたものでございま

す。

あわせて、事務事業を効率的に執行することや現状の政策が真に住民ニーズをとらえたものなのか、時代変化の中、行政のみが担うものなのか、役割分担が必要なのかの検証も行うこととし、歳出・歳入両面から事務事業点検を指示したものでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では、固定資産税が評価替えの結果、最近の地価動向を反映して前年度に比較して約1億3,700万円の減額、都市計画税が1,400万円の減額に、また、最近の景気動向から町民税が8,100万円、うち法人町民税が6,500万円の減額となり、町税収入全体では約2億3,500万円の減額となっております。

これらを補完するとともに、必要一般財源確保といたしましては、21年度地方財政対策に沿って地方交付税を1億1,000万円増額、財政調整基金からは1億円の繰り入れ措置を行うとともに、地方債の臨時財政対策債を3億430万円発行することといたしました。

次に、平成19年度から策定を進めておりました第4次総合計画についてであります。去る2月25日に総合計画策定審議会を開催し、計画案の諮問を行い、答申をいただき、今議会に基本構想の議会議決をお願いいたしておりますが、その経過、まちづくりの考え方についてご説明申し上げます。

これまでの第3次総合計画は、平成7年度に策定し、その後平成14年度に改定し、第3次改定版としてまちづくりの指針を担っておりました。この計画の目標年次は平成22年度であります。改定後における地方分権の進展、少子高齢化の急速な進行に加えて平成の合併等があり、大和町を取り巻く各種環境の変化から、目標年次を前倒しして新たな計画を策定することとしたものでございます。

昨年度は、第3次総合計画事務事業実施の検証を含め、これらからのまちづくりに望むもの等について町民の方々と中学校2年生全員にアンケート調査を実施し、回答内容の集計、分析を行いました。今年度は、応募いただいた町民33名の方に、職員を加えた策定懇談会を開催し、さらなる討議、ご意見をいただきました。

また、中心市街地の土地利用に関し、中心市街地基本構想検討委員会もあわせ開催し、活性化に関するご意見をいただきました。

このような町民皆様からのご意見を踏まえながら、庁内の策定委員会及び幹事会で素案策定、検討を重ねてまいりました。その策定過程におきまして、議会や審議会へ素案説明、意見拝聴により計画案を策定したものでございます。

総合計画としての実行確保までの構成は、基本構想、基本計画及び3年ごとの実施計画としており、毎年度実施計画の進捗確認による次年度等の対策検討により、目標達成を図るものとしております。

基本構想からその概要を申し上げますと、町村においての計画期間は、短期間の設定では目に見える成果が難しいことから、ある程度の将来像が推定できる期間として、平成21年度から平成35年度までの15年間の見通しとしており、その期間を、前期は平成27年度までの7年間、後期はその後の8年間としております。前期の7年経過時点で、進捗状況と社会状況を踏まえまして中間検証を行うこととしており、必要であれば、その時点で見直しや改定等の判断をすることとしております。

計画の体系でございますけれども、策定懇談会からは、将来のまちの姿として、町内すべての地域、あらゆる世代、人々が住み続けられるまちが望ましいとの提言をいただきました。

これを受けまして、『町内すべての地域で、子どもから高齢者にわたるあらゆる世代・人が、そしてこれから大和町に移り住む人たちも…「みんなが誇りと愛着を持って住み続けられるまちの実現」』を基本理念とし、テーマは、『豊かな自然と共生し、輝く未来に向けて躍進する「みやぎの中核都市・大和～活力と笑顔に満ちたまちをめざして～」』としたものでございます。

また、まち将来像の具体の姿として、「元気なまち」、「安心なまち」、「便利なまち」を形成していくもので、この実現方針には、産業、環境、福祉、学習、定住、安全それぞれのまちづくりを掲げ、これらの施策の推進力といたしまして、みんなで進める協働のまちづくりが必要であり、そのため「協働」と「人づくり」をキーワードと定めたものであります。

さらに、将来像実現の手段として、各々の方針に従った主要施策と基本計画及び実施計画により展開を図るものとしております。

しかしながら、すべての施策を同時に推進することは難しいものであり、優先、重点施策を明確にし、重要度や必要性の高い11の重点プロジェクトを掲げております。

こうした施策の結果として、平成35年の各種フレームを人口3万人、世帯数1万1,500世帯、町民所得を1人当たり300万円と設定いたしました。

次に、2月16日から町内6地区で開催してまいりました町民懇談会についてであります。町から総合計画概要、企業進出等の現状、地震防災マップの見方についてご説明をし、ご意見をいただく形で進めました。出席された方々からは、各般にわたる貴重なご意見をいただきましたので、今後の施策等に活かしてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設事業についてでございますが、建築本体、電気設備及び機械設備工事契約につきまして、去る2月17日の開催の臨時議会において議決いただきましたことから本契約を行い、全体工程の調整会議を開催しております。

工程では、3月に現場入り、仮設工事、基礎杭工事を行い、5月には土工事、6月からは基礎工事に入り、順次鉄骨工事等に進む予定となっております。工事進捗に合わせまして備品計画や機器移設内容についても詳細内容の詰めを行ってまいり所存でありますので、今後ともご意見、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、新年度の予算編成におけます施策内容につきまして、第4次総合計画に掲げる項目によりご説明申し上げます。

最初に、「みやぎの元気を創造する産業のまちづくり」についてであります。

大和町は、宮城県の掲げる富県みやぎ戦略の中核拠点として企業進出意向が多く示され、住民の働く場や雇用の確保から町民所得増の期待が寄せられてきたところであります。しかしながら、景気後退局面の中、進出決定のありました企業の工場建設着工の延期表明があり、早い時期での工場建設着手を促進するために、新たに企業立地及び早期操業を促進する条例を制定し、助成することといたしました。

また、低炭素社会実現や既存企業支援、町民の方々への購入、設備整備支援として、新たに新エネルギー普及促進助成金を、ハイブリッド車等の購入者及び太陽光発電設備設置者、設備住宅の購入者を対象として助成制度を設けることといたしました。

さらに、定住促進策として、大和町への転入者が太陽光発電設備住宅の購入、建設の場合は、助成単価を倍額として助成することといたしました。

大和町では農業の振興は欠かせないものでありますが、水稻作付プラスアルファの経営が求められており、畑作振興といたしまして産直栽培ハウス設置に助成するとともに、従来からの水田農業構造改革対策や農地・水・農村環境保全対策につきましても継続支援をしております。また、県によります勝負沢ため池改修事業も事業調査が行われることとなっております。

商業、観光関係につきましては、新たに商店街にぎわいづくり戦略事業をスタートさせるとともに、割り増し商品券発行やまるごとフェア等による販売促進を図ります。また、まるごと市開催継続と島田飴祭りの花嫁道中については拡充支援を図るとともに、まほろば夏まつりへの支援も継続しております。さらに、定額給付金支給に合わせました割り増し商品券の増額についても検討しているところでございます。

第2は、「美しい自然を大切に作る環境のまちづくり」についてであります。

町民憲章にあります船形山、七ツ森、吉田川の自然環境を守ることは当然のこととして、その環境を多くの方々に享受いただくことも重要であり、そのためにも自然を体感する登山道、遊歩道、キャンプ場等の施設、設備の維持管理や不法投棄の防止対策を進めてまいります。

さらに、宮城県が構想しております「くろかわ地域循環圏」の推進施策であります「くろかわ環境円卓会議（くろかわエコラウンドテーブル）」に参加をし、廃棄物の3R推進を初め、地域循環圏の構築、地球環境保全への貢献、環境共生への推進等に向け、企画書の作成、参加企業とともにアクションプランの作成、実施に取り組んでまいります。

また、河川環境の管理として、河川水質を継続して検査確認してまいり

ます。

加えて、生活環境としての公衆衛生活動の推進、資源有効活用の活動推進として資源回収団体の奨励や生ごみ処理機の普及を推進いたします。また、環境マネジメントシステムの実施においては、認証機関からの認証体制から、町独自の推進として、職員が率先して環境影響の削減やプラス効果を生み出す活動を展開してまいります。

第3は、「安心した生活がおくられる福祉のまちづくり」についてであります。

大和っ子すくすくいきいき支援事業としての医療費拡大支援につきましては、継続支援を行うとともに、次代を担う子どもの健やかな誕生支援として、妊婦健診について14回すべてを無料とすることとし、一般財源を追加して措置いたしました。

保育関係につきましては、すべてを解決する政策手段までは至りませんが、2保育所について保育体制の確保と、特別保育としての延長保育等に係る保育士の加配措置とともに、もみじヶ丘保育所の屋根塗装を実施いたします。

また、高齢者福祉事業として介護慰労事業、寝具乾燥、軽度生活支援及び老人クラブ助成、敬老会の開催、となりぐみ生き生きサロンを継続して行います。さらに、介護事業、後期高齢者医療費等につきましては、各々特別会計において対応してまいります。

人生を健康で過ごすことはだれしも望むことであり、そのための支援も重要な施策でありますので、健康たいわ21プランに沿って健康づくり、栄養改善、食育推進を含めて対応してまいります。

第4は、「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」についてであります。

最初に、学習の支援についてありますが、新たに読解力の向上も含めまして、学校図書館支援員を大和中学校、宮床中学校及び吉岡小学校に配置し、児童生徒がみずから進んで学習する習慣の手助けとして、読書活動の充実とともに調べ学習の推進を図ってまいります。

また、昨年から配置しております小学校への特別支援学級支援員についても、必要学校に増員継続配置するとともに、学校相談員につきましても

大和中学校、宮床中学校に継続配置を行い、生徒や家庭の悩み等の相談に当たります。

学校図書につきましては、これまで魅力ある図書館づくりとして毎年度特別措置を行ってまいりましたが、21年度と22年度の2カ年にわたり、昨年、群馬県在住の千葉登美子様からご寄附いただきました資金を活用し、「千葉文庫」として蔵書を図り、各学校のさらなる図書充実を行ってまいります。

また、外国語指導助手の2名配置を継続して行い、直接英語会話等の充実推進を図るとともに、学校と地域の共学推進につきましても、学校と地域の連携や地域挙げての児童生徒支援の面から継続措置し、中学校のスクールバス運行及び遠距離通学支援も行っています。

次に、社会教育、社会体育についてであります。各年代層に応じた事業として、青少年、成人、高齢者対象の事業展開、充実を図ります。また、まほろばホールを活用した自主事業公演の支援を行うとともに、全国発信イベントとしての「お立ち酒全国大会」の開催や「原阿佐緒賞」の短歌募集を継続実施いたします。

日常の運動、体育習慣は健康維持や元気回復には必要なもので、町民が親しんでいる各種スポーツの教室や大会も継続開催するとともに、一流プレーヤーを間近に見ることはスポーツに対する意欲を高めることも含め、ハンドボールの日本リーグ招請を行うことにしております。

第5は、「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」についてであります。

20年度から進めております都市計画マスタープランの策定であります。総合計画の策定、まちづくり方向に沿ったものとして本年度の策定を図ってまいります。

大和町には多くの集落があり、各集落と中心部や隣接市町村を結ぶ道路整備や企業集積、住宅団地等の連絡道路整備は、今後のまちづくりには重要な施策の一つであります。

このため、継続整備を行ってまいりました小鶴沢線、山下大沢線の改良舗装工事については完成供用を図ります。また、仙台北部中核工業団地への企業集積に伴い、交通混雑を来しております蒜袋相川線と衡南松坂平線交

差点の改良整備を実施完了いたします。

また、馬場後石高線の完成を図るとともに、上舞野線外1線の舗装改良を進め、新たに吉田落合線の吉岡南第2土地区画整理区域西端から国道457号線への接続工事調査を開始いたします。さらに、町民皆様の町内移動手段としての町民バス運行の改善を図り、利用状況に応じた利便性を高めてまいります。

生活水の確保や下水道施設の整備は、快適な生活環境には必要不可欠なものであり、水道設備につきましては、鶴巣、落合方面への配水管の強化対策に着手するとともに老朽管の布設替えを実施してまいります。また、下水道設備につきましても、公共下水道の整備や合併処理浄化槽により下水処理区域の拡大を進めてまいります。

合併処理浄化槽につきましては、集会施設も整備対象に取り込むことに条例を改正し、集会施設の下水処理化を推進してまいります。

さらに、生活環境としての公園施設につきましても、遊具設備等の整備を進めてまいります。

第6は、「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」についてであります。

近い将来に発生予想の高い宮城県沖地震に備えた木造住宅耐震診断、家具転倒防止及び耐震改修工事を進めるとともに、自主防災組織の結成促進を図ります。また、消防施設の整備や交通安全対策も継続して実施し、安全のまちづくりを推進してまいります。

交通安全指導員につきましては、県町村会が行っておりました厚生福利事業の廃止への対応としまして、報酬の一部として出勤回数に応じた報酬加算措置を講じることにいたしております。

第7は、「みんなで進める協働のまちづくり」についてであります。

昭和31年に建築しました現庁舎の老朽化から、町民の方々の利用しやすさや防災拠点としての機能強化も含め、建築整備を進めることにいたしました新庁舎は、平成22年3月の完成を目指して建物整備に加え、備品配置準備や移転準備を図ることにしております。

さらに、町民皆様との協働推進としてまちづくり推進会への助成、既存団体への支援や広報・広聴活動を充実してまいります。

以上が平成21年度一般会計当初予算案等におけます概要であります。一般会計予算総額は86億 5,600万円で、前年度に比べ3億 2,500万円、3.9%の増となったところであります。

これに充てます財源につきましては、町税31億 9,901万 4,000円、地方交付税18億 9,300万円、国庫支出金5億 8,826万円、町債9億 8,670万円とその他の収入のほか、庁舎建設基金から4億 9,600万円、財政調整基金から1億円などの取り崩しをもって充当することといたしております。

次に、特別会計の予算について申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計については、昨年より実施されております特定健診・特定保健指導の受診率の向上を図るとともに、生活習慣病予防等に努めてまいります。

介護保険事業勘定特別会計につきましては、予防重視型事業を引き続き行うものとし、介護保険制度の介護予防事業として運動機能向上の事業を充実し、生活機能の維持向上に努めてまいります。

財産区特別会計については、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をしておりますが、宮床財産区特別会計におきましては、宮床レクリエーション広場暗渠整備に対する繰り出し助成を行うこととしております。

奨学事業特別会計は、高校、大学生への奨学金見込みの措置をいたしております。

老人保健特別会計については、昨年からスタートしました後期高齢者医療制度移行前の清算請求対応部分について措置したものであります。

後期高齢者医療特別会計については、昨年から施行しております後期高齢者医療制度の円滑な運営経費を措置したものであります。

下水道事業特別会計については、大和流通・工業団地の排水管を流域幹線に接続する工事を継続実施するほか、幹線や枝線の管路整備による水洗化率の向上と円滑な維持管理に努めてまいります。

農業集落排水事業特別会計については、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費を措置したものであります。

戸別合併処理浄化槽特別会計については、対象区域内の設置工事の推進による水洗化率の向上と設置浄化槽の維持管理経費を措置したものであります。

水道事業については、一昨年の町水道漏水事故を繰り返さないため、鶴巢、落合配水管の強化事業に着手するとともに、老朽管の布設替えを継続実施し、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理に努めてまいります。

土地取得特別会計については、その役割を終了したことにより廃止するものであります。

なお、一般会計下水道事業会計及び水道事業会計においては、公的資金補償金免除繰上償還の対象が決定されておりますので、借りかえの起債措置と繰上償還経費双方について措置いたしております。

水道事業会計を除く平成21年度の各種会計予算の総額は 132億 9,364万 9,000円となり、前年度当初予算と比較して 1.1%、1億 4,584万 7,000円の増となったところであります。

次に、平成20年度補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、国の第2次補正対応も含めまして、2月開催の臨時議会におきまして議決をいただいておりますので、特別会計について措置いたしております。

議案第18号及び議案第19号の国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、保険給付費の見込みにより増額措置をいたしております。

議案第20号から27号までにつきましては、各々の会計における事務事業執行の結果により減額精算等の措置をいたしたものであります。

次に、予算以外の議案についてご説明申し上げます。

議案第7号は、平成21年度が介護報酬の改定年に当たることから、保険料の急激な上昇を抑制するため、国からの介護従事者処遇改善特例交付金を積み立てるための基金を創設するものであり、活用は21年度以降に予定されているものであります。

議案第8号は、介護保険料について、21年度から23年度までの改定を行おうとするものであり、前段の臨時交付金による保険料の抑制は、附則において規定するものであります。

議案第9号は、現行企業立地促進条例の特定区域において、早期操業を促進するために、期限付きで奨励金を交付する条例を新たに設けるもので

あります。

議案第10号は、従来の農村地域工業導入促進法に基づく審議会条例について、企業立地に関する法律体系の変更により廃止するもの。

議案第11号は、交通安全指導員報酬について、県町村会が行っておりました福利厚生事業の廃止に伴う対策として、定額に加えて出勤回数に応じた支給額算定に改正するものと、農村地域工業導入促進審議会部分を削るものであります。

議案第12号は、国におけます新たな人事評価制度導入に伴い、評価結果が昇給等に反映されるよう給与法が改正されることから、本町条例においても同様の改正を行うもの。

議案第13号は、土地取得特別会計について、その役割を終了したことから廃止するもの。

議案第14号は、町民バス運行について、利用の少ない路線を整理するとともに、利便性、効率性を考慮したダイヤ改正を行うもの。

議案第15号は、戸別合併処理浄化槽事業において、新たに集会所等も対象に加える改正を行うもの。

議案第16号は、児童福祉法の改正に伴い、国民健康保険の被保険者適用について整理するもの。

議案第17号は、道路法施行令の改正により、国に準じて道路占用料等関連する7条例について、一括して同様の改正を行うもの。

議案第41号は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法に基づき第4次総合計画基本構想を策定するもの。

議案第42号は、長期にわたって安定、均衡ある土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画を策定するもの。

議案第43号及び44号は、吉岡南第2土地区画整理地内の町道吉田落合線の延長変更による廃止、認定と落合地区の旧県道を町道に認定するもの。

議案第45号は、リサーチパーク造成区域について、あらたに字を画するもの。

議案第46号は、宮城県自治振興センター規約の文言変更に関して、地方自治法の規定により協議があったもの。

諮問第1号及び2号は、任期満了を迎える人権擁護委員の再度の推薦及

び人口集積となりましたもみじヶ丘、杜の丘地区から新たに推薦するに当たり、議会の承認を求めるものでございます。

なお、今会期中にトヨタ自動車東北株式会社へ廃止町道敷地の売却議案と、それに伴います収入整理等の一般会計補正予算並びに人事案件について追加提案をさせていただき予定にしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

以上が平成21年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、あいさつといたしたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

-
- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 3 | 「議案第 7号 | 大和町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」 |
| 日程第 4 | 「議案第 8号 | 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 5 | 「議案第 9号 | 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例」 |
| 日程第 6 | 「議案第 10号 | 農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例」 |
| 日程第 7 | 「議案第 11号 | 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 8 | 「議案第 12号 | 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 9 | 「議案第 13号 | 土地取得特別会計条例を廃止する条例」 |
| 日程第 10 | 「議案第 14号 | 大和町町民バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 11 | 「議案第 15号 | 大和町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 12 | 「議案第 16号 | 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 13 | 「議案第 17号 | 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例」 |
| 日程第 14 | 「議案第 18号 | 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」 |
| 日程第 15 | 「議案第 19号 | 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」 |
| 日程第 16 | 「議案第 20号 | 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」 |
| 日程第 17 | 「議案第 21号 | 平成20年度大和町落合財産区特別会計補正予算」 |
| 日程第 18 | 「議案第 22号 | 平成20年度大和町奨学事業特別会計補正予算」 |
| 日程第 19 | 「議案第 23号 | 平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」 |

- 日程第20「議案第24号 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
日程第21「議案第25号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
日程第22「議案第26号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
日程第23「議案第27号 平成20年度大和町水道事業会計補正予算」
日程第24「議案第41号 大和町総合計画基本構想について」
日程第25「議案第42号 大和町国土利用計画について」
日程第26「議案第43号 町道路線の廃止について」
日程第27「議案第44号 町道路線の認定について」
日程第28「議案第45号 字の区域をあらたに画することについて」
日程第29「議案第46号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第7号 大和町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例から日程第29、議案第46号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第7号 大和町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の設置でございます。

第4期の介護保険事業計画が21年度よりスタートするに当たりまして、介護報酬の改定が予定されております。それで、介護保険料に影響を及ぼさないよう基金を設置するものでございます。

まず、別紙、条例議案説明資料第7号、第8号の保健福祉課の資料をお願いいたします。1ページをよろしく願います。

介護報酬改定に伴う国の動きでございますけれども、国におきましては、追加経済対策としまして介護従事者の処遇を改善させるため、21年度よりおおむね3%の改定を予定してございます。

それにより、保険料の上昇を抑制するため、21年度分は改定による上昇分の全額、それから、22年度はその半額を国庫負担特例給付金により軽減を行うものでございます。

したがいまして、町におきましては、これらの国からの交付金により20年度で基金を造成し、21年度以降取り崩すものでございます。取り崩す内容につきましては、介護給付費及び予防給付費に充当するものとなっております。

それから、この図の方でございますが、介護報酬改定によるイメージの図でございます。

まず、20年度までは第3期ということで進めてきました。それで、21年から23年度までが第4期でございます。21年度を見ていただきますが、まず、21年度第4期をスタートするに当たりまして、まず自然増分ですね。それと、介護報酬改定分も加味されるということでございます。この自然増分につきましては保険料に反映をいたしますけれども、この報酬改定分、3%と予定されておりますけれども、これにつきましては、基金を全額充当をいたすという形でございます。22年度につきましては、この報酬改定分の2分の1を充当する。それから、23年度分につきましては、基金の充当はないという形でございます。したがいまして、22年度の2分の1、それから23年度分の全額につきましては、町で対応しなければならないと思っております。これにつきましては、やはり保険料に影響を及ぼさないよう、財政調整基金での対応をしようと考えてございます。

それで、今回、国から特例交付金として交付される分としましては、21年度全額分というふうな形になりますけれども、680万8,000円余りでございます。それで、22年度分としましては310万9,000円余りの額が交付される予定となっております。

じゃあ、議案書の1ページにお戻りいただきます。

第1条でございますけれども、設置の目的ということでございます。これにつきましては、介護報酬の改定により、この改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するためという目的での設置でございます。

第2条でございますけれども、基金の額につきましては町が交付を受けると、先ほど言いましたけれども、補正予算の方に提案しておりますけれ

ども、21年度分ということで 680万 8,000円を予定しているところでございます。

それから第3条、基金の管理でございますけれども、金融機関への預金など、最も確実な方法での保管ということでの定めでございます。

第4条、運用益の処理ですが、収益につきましては、介護会計に計上し、基金へ編入するという規定でございます。

それから、第5条につきましては、繰替運用規定。

第6条の処分でございますけれども、この第1号にありますよう、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てるという場合の運用処分の理由でございます。

それから、第7条につきましては、委任規定でございます。

それから、2ページでございますけれども、附則といたしましては、公布の日から施行するものでございます。

それから、第2項、条例の失効についてでございますけれども、この基金条例につきましては、第4期計画内ということでございますので、平成24年3月31日に限り失うものとする規定、それと残金が出た場合、国に返納する規定でございます。

第7号につきましては以上でございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第8号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、先ほどの説明資料の2ページをお願いいたします。

2ページ目でございますけれども、ここでの1保険給付費の財源構成ということで、ここから記載してございます。

まず、介護保険につきましては、50%を被保険者の保険料、それから残り50%が公費負担というふうなことでございます。そのうちの保険料のうち、20%が第1号被保険者、30%が第2号被保険者の負担でございます。

なお、居宅サービスと施設サービスでございますけれども、この中では国・県の負担が違ってございまして、保険料の負担につきましては、5割は変わってございません。

それから、2ページの2の介護保険料の算出のところでございますけれ

ども、介護保険給付費と地域支援事業費見込みからの算出となっております。

4行目あたりでございますけれども、この平成18年度から実施されました税制改革に伴う激変緩和措置の終了によりまして、同水準の軽減を維持するため、保険料の第4段階に新たな軽減措置をまず一つとしては講ずる多段階化を図るのが一つでございます。

それと、現在積み立ててあります基金で、財政調整基金でございますけれども、これの基金を取り崩して保険料の負担増を抑えること、それと、介護報酬の3%の増の改定が予定されておりますので、21年の全額、それから22年度の半額分については、国から交付される分での充当、町におきましても、22年度の2分の1、それから、23年度分の全額については基金を充当し、平準化すると、そういう中での介護保険料を算出しております。

次に、3ページ目をお願いいたします。

保険料算定の流れということでここに記載してございますけれども、まず一つとしては、人口の推計、第1号被保険者数の推計、それから要介護（要支援）認定者数の推計、それからサービス利用者数の推計、サービス総給付費見込み、それから、その中から介護保険料を設定してございます。

まず、4ページ目の人口の推計でございます。

まず、総人口の方ですけれども、20年度では2万4,974人というふうなことから、23年度では2万6,551人と想定してございます。6.3%の増、これを月平均に直しますと、約40人余りの増というふうな形での想定でございます。

それから、3行目ですけれども、第1号被保険者数の65歳以上でございますけれども、これにつきましては、20年度で4,938人、23年度の推計では5,405人、9.5%余りの増を見てございます。

その下の棒グラフにつきましては、それぞれ年度別、年齢別の推移ということでございます。平成20年度ですと、人口が、先ほど言いました2万4,974人。それで、65歳以上が4,938人というふうな。それから、23年度が2万6,551人、うち65歳、5,405人。26年度までの推計をしてございま

す。

それから、その5番目の要介護（要支援）認定者数・地域支援事業対象者数の推計でございますけれども、これにつきましては、人口推計、それから要介護認定率、それから地域支援事業利用者数の動向からの見込みになってございます。

これの3行目あたりですが、平成23年度の高齢者につきましては、このグラフにも示してございますけれども、23年度で5,405人と想定してございます。うち、介護保険の要介護（要支援）認定者881人、それから介護予防特定高齢者施策の対象者162人、これにつきましては、あと次のページにそれぞれグラフとしてあらわしてございますけれども、一般高齢者4,362人と見込んでおるところでございます。

その表にあらわしましたのが5ページでございます。上の棒グラフでございます。まず、基本的には、平成20年度分ですが、65歳以上4,938人でございます。それで、要介護・要支援者の数は、その下にあります642人・122人中で、881人ということから、平成23年度につきましては、高齢者5,405人のうち、要介護・要支援、この139・742人と見込んでいるところでございます。その下のグラフにつきましては、平成23年度、881人の要介護認定者を見込んでおりますけれども、この1号被保険者が881人ということで、それから、2号被保険者39、合わせまして920人というふうな想定の中でございます。

そういう推計のもとの、この次、6ページ、5ページの給付費の見込みでございます。

まず、給付費の見込みでございますけれども、この中では、それぞれ給付費の自然増、それから介護報酬3%分も見込んでございますけれども、この6ページにあります、小さくて申しわけないんですが、（2）地域密着型サービス、それで④認知症対応型共同生活介護でございますけれども、共同生活介護のグループホームの費用を平成20年度で5,000万円余り、21年度で1億400万円余りと。そういう費用も計上した中で、7ページでございますけれども、7ページの一番下になりまして、総給付費の計というのもございますけれども、平成20年度におきましては、この約10億3,800万円余りとなってございまして、推計していきますと、21年度で11億9,600万円余りということで、20年度と比較しまして15.2%の伸びの想定をしております。22年度にいたしましては、対前年10.2%、それと23年度におきましては4%の伸びということ

での給付費を想定してございます。推計をしてございます。

次に、8ページでございますけれども、まず、1の標準給付費ということでございますけれども、まず、総給付費でございますけれども、これにつきましては、表の7ページの総給付費から持ってきてございまして、当然21年度ですと11億9,600万円余りというふうな想定でございます。ただ、第4期に要します介護保険の給付費等の見込み額につきましては、この給付費に、特定入所者介護サービス費、それから高額介護サービス費と、それから審査支払手数料、これが入りまして一切の標準給付費見込みにつきましては、下段にあります、21年度ですと12億4,300万円余りというふうな額になります。

それで、2の第1号の被保険者の保険料の関係でございます。それで、ここにまず記載しております4,174円といたしますのは、この給付費に対して、なお第4段階を弾力化といたしますか、二つに区分した場合4,174円になるというふうなことになります。そういたしますと、第3期では3,500円でございますけれども、4,174円というふうな形になりますと19.3%の伸びになりますので、当然国の指導もありまして、極力、財政調整基金、今現在ある基金を取り崩しなさいというふうな中で319円の軽減を図り、3,855円としたものでございます。

なお、3,855円につきましては、この中には、基金を取り崩しての減でございますけれども、介護報酬の分の3%アップも入っております、それで3番目の介護従事者処遇改善特例交付金の影響による保険料ということで、この3%のアップ分が想定されます額が55円というふうなことになります。したがって、この55円につきましては、先ほど言いました国からの基金、それとあと町からの財政調整基金ですということ、今回、条例の改正の中では報酬分も含んだ中で改正させていただきますが、実際、徴収につきましては、特例交付金の影響の保険料の額での徴収というふうな形になります。

じゃあ、9ページをお願いいたします。

保険条例の一部の改正の関係の資料でございますけれども、左の欄につきましては、それぞれ18年から20年度までの保険料、第3期分でございますけれども、この段階では第6段階ということで記載してございます。第4段階が3,500円という標準の保険料でございました。今回改正しようとするのがこの右の欄でございますけれども、先ほど言いましたように、第4段階を二つに区分いたします。その下の3,855円というのが報酬改定分での額になります。

それで、実際、条例改正につきましては年額分を記載してございますので、今回、第6条での改正は、この改正後の数値になります。それで、この3,855円を1としまして、第1段階0.5、0.5というふうな形ですね。それと、実際徴収する額につきましては、特例給付費充当後の保険料になりますけれども、これにつきましては、附則の方で定めるというような形で今回改正をさせていただくというふうなことでございます。

それと、あと議案書の方に、済みません、戻っていただきます。

それで、次に、条例議案等の説明資料の方を見ていただきます。

1ページ目でございます。

新旧の対照表の方になります。1ページ目でございます。

第6条の保険料率の変更でございます。

まず、計画年度の変更になります。「18年から20年度まで」を、「平成21年度から23年度まで」に変更するもの、それと、保険料の変更でございますけれども、旧の欄は第3期の保険料の年率でございます。

したがいまして、この旧の第4号に掲げております4万2,000円、これにつきましては月に直しますと3,500円ということ、これをそれぞれ、さらにありますように、第1号につきましては「2万1,000円」を「2万3,130円」、それから第2号を「2万1,000円」から「2万3,130円」というふうな形でございます。

その中で、新の方での第4号でございますけれども4万6,260円、年額でございますけれども、まず本則では、先ほど言いました基金での取り崩し、特例交付金を充当しない額3,855円ということで改正をしようとするものでございます。

議案書の3ページでございます。3ページに戻っていただきます。

附則でございますけれども、21年4月1日からの施行でございます。

2項としまして、経過措置でございます。

それから、第3項でございますけれども、第4段階の弾力化、今までは第4段階は1.0ということでございましたけれども、一部を0.85にします。第4段階では4万6,260円というふうな第6条の改正でございますけれども、その0.85で3万9,321円とするものでございます。

それから、第4項でございますけれども、これにつきましては、特例交付金等の充当後の保険料でございます。したがいまして、第6条の規定にかかわらず軽減を図るということで、21年から23年につきましてはこの額で徴収をいたすもの、第4号の第

4項に記載しております4万5,600円というのが、月に直しますと3,800円ということでの改正でございます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時02分 休 憩

午前11時12分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

議案書の5ページになります。

議案第9号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例でございます。

条例の条文の説明につきまして、まず、産業振興課の別添の説明資料をお開きいただきたいと思います。

議案第9号関係でございます。

今回の条例制定の趣旨でございますが、平成20年6月改正後の大和町企業立地促進条例現行法におきましては、用地取得奨励金、用地取得助成金には、早期着工を促すため、それぞれ着工・操業期間の条件が設定されております。しかし、企業立地奨励金におきましては着工・操業期間の要件がないため、企業立地奨励金のみが該当する地域、特定地域という形で仙台北部それから大和流通工業団地の2団地が該当しますが、地域につきましては、早期の着工・操業を促すための施策としまして、新たに早期操業の促進補助金を創設しようとするものでございます。

まず、現行制度でございますが、企業立地奨励金につきましては、特定区域としまして仙台北部中核工業団地と大和流通工業団地の2団地が指定区域の中に包含されて

おりますが、この内容につきましては、投下固定資産額 2,800万円以上の場合、投下固定資産額に 100分の3 を乗じた額を上限としまして、限度額を 1 億円交付するとなっております。

用地取得奨励金につきましては、重点区域として大和インター周辺流通団地と大和リサーチパークの 2 団地が該当いたしますが、投下固定資産額 2,800万円以上、取得面積が 1,500平米以上、この場合、取得後 1 年以内に建設着工をし、取得から 2 年以内に操業した場合、建築面積の固定資産税相当額を 3 年間にわたって交付するものであります。また、投下固定資産額の 50 億円の場合は、3 年間で 5 年間になる部分でございます。

雇用促進奨励金につきましては、新たに新規雇用を、本町に 1 年以上住所を有する新規雇用者 1 人当たり 10 万円を交付する制度であります。

用地取得助成金につきましては、重点地域に該当するということで前段の大和インターとリサーチパークに該当しますが、取得面積が 3,000平米以上で取得後 2 年以内に着工した場合、用地取得額の 100分の15、限度額 2 億円を交付するものでございます。

現行制度の部分を、今回新たな新条例等をしまして、その骨格の概要でございますが、平成 22 年 3 月 31 日まで操業した企業に、適用団地につきましては、企業立地奨励金の特定区域であります仙台北部及び大和流通工業団地の 2 団地に限定をいたすものであります。用地につきましては 3,000平米以上を取得した企業、それから、事業所等を新築した企業であるという形でございます。これは、町の立地条例の指定企業というふうな形での規定を加えております。投資額については 2 億円以上ということで、企業立地促進法の承認を受けた企業ということで県の承認を受けた部分。それから額でございますが、用地取得額の 15%、上限を 1 億 5,000 万円とするものであります。交付につきましては、操業開始時と、それから 1 年経過後の 2 回、2 力年度にわたって交付をいたそうとするものでございます。

では、議案書の方に戻っていただきます。

大和町企業立地及び早期操業を促進する条例の第 1 条、目的でございますが、この条例につきましては、大和町企業立地促進条例の趣旨に基づき、必要な助成措置を講ずることにより、早期操業を促進することを目的とするものでございます。

第 2 条は、用語の定義でございまして、第 1 号は、対象となる事業所用地を規定したものの、第 2 号は、承認・指定企業者に関する規定でありまして、企業立地の促進等

による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第14条、第3項の規定に基づき宮城県知事から承認を受け、かつ大和町企業立地促進条例第9条第1項に基づき指定を受けた企業者とするものであります。

第3条は、奨励金について規定をしたものでありまして、大和町企業立地促進条例第7条の2に基づく用地取得助成金の対象とならない区域、この区域は、前段で申し上げたとおり、仙台北部中核工業団地及び大和流通工業団地が該当するものであります。対象とならない区域において、事業所用地として3,000平米以上の用地を取得し、かつ平成22年3月31日まで操業を開始した承認・指定企業者に対し、早期操業促進奨励金を交付することができるものとしております。

第2項は、奨励金の交付額は、事業所用地取得価格に100分の15を乗じて得た額として、事業所ごとに1億5,000万円を限度とするものであります。ただし、交付決定した日から2月以内に2分の1を、同日より1年を経過した日から2月以内に2分の1を分割して交付するものとしております。

第4条は、1万円未満への端数計算を規定したものであります。

第5条は、奨励金の交付の申請について、第6条は、奨励金の交付の決定についてそれぞれ規定をしたものであります。

第7条は、地位の継承について、第8条は、奨励金の返還について規定をしたものであります。

第9条は、助成措置の適正を期すため、必要な調査・報告等を規定したものであります。

第10条は、規則への委任事項でございます。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものとしております。以上でございます。

続きまして、7ページになります。

議案第10号 農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例でございます。

農村地域工業等導入促進審議会条例は、廃止をしようとするものであります。

まず、この農工法の計画の状況でございますが、大和町では、農村地域工業等導入促進法に基づきまして、県で計画しました仙台北部地区が昭和58年度に、平成10年度には第2仙台北部地区が追加され、大和町計画の吉岡地区が昭和46年度に計画され、その後、計画期間も平成4年度に変更されておりますので、現在、本町においては農工団地が二つ存在することになります。

審議会の設置の状況でございますが、今回廃止をするこの条例につきましては、農村地域工業等導入促進法第18条第2項の規定により、実施計画の作成、その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要な事項を調査・審議させるため、市町村は条例で審議会を置くことができるとされており、本町におきましては、昭和47年3月に本条例を制定し、審議会を設置したものでございます。当審議会につきましては、昭和63年度の吉岡地区の計画変更時以来、審議会は開催されておらず、現審議会の任期も平成21年3月31日までとなっております。

農工地域におきましては、地方税の課税免除ができることとされており、財政力指数により、地方交付税により減免された税分が減収補てんされることとなっております。吉岡地区におきましては、平成19年3月が最終の基準日でありまして、基準日現在の過去3年間の平均財政力指数が0.6以下の場合該当しますが、本町の財政力指数は現在0.61となっていることから、課税免除等による交付税の減収補てんは該当しない地区となっております。また、仙台北部地区におきましても、該当期間が平成21年12月31日までとなっております。

これらのことから、平成19年に企業立地促進法が施行され、本町においても、四つの工業流通団地が同法の適用を受ける地域として平成19年7月に指定を受けております。こういったことを踏まえ、今回、農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、議案書の8ページになります。

議案第11号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正をいたすものでございます。

条例等の説明資料、別紙にございます。これでご説明申し上げたいと思います。

今回の条例改正につきましては、交通安全指導員の報酬を、下の表の下段に規定し

てございますが、出勤1回当たり300円を報酬に定額加算いたすもので、別表の改正を行うものでございます。このことにつきましては、県の町村会で運営しております指導員福利厚生事業、退職報奨制度でございます。これは、事業運営の財源は、今まですべて町村で負担して実施をしてきたところでございますが、今回この事業が廃止されることに伴いまして、指導員の福利厚生事業の廃止に伴い、対策としてこの出勤回数1回に応じ300円の報酬加算を行おうとするものでございまして、報酬の部分の改正でございます。

また、下段の方にあります農村地域工業等導入促進審議会委員報酬につきましては、先ほどご説明ありました議案第10号でも提案しております審議会条例の廃止に伴いまして、別表中の農村地域工業等導入促進審議会の項を削除をいたすものでございます。

次に、議案書の部分でございまして、附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行をいたすものでございます。

次に、議案書の9ページ、お開きをいただきたいと思います。

議案第12号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

大和町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正をいたすものでございます。

別紙、条例議案等説明資料の3ページになります。

この条例改正につきましては、国において新たな人事評価制度導入により、国の給与に関する法律等の一部改正に伴いまして、大和町職員の給与に関する条例においても同様の改正を行うものでございます。

第5条の第5項につきましては、新において、人事評価制度の基準日以降から昇給日までの間に、昇給日は1月1日でございますが、までの間に懲戒処分等があった場合について規定をいたしたものでございまして、その処分とあわせて考慮し、判断ができることを追加規定といたしたものでございます。

新において、6項につきましては、前項の追加規定の文言を整理をいたしたものでございます。

次に、23条第1項の勤勉手当の条項においても、昇給規定と同様、人事評価の結果を加え、勤務状況により判断ができることといたしたものでございます。

議案書に戻っていただきまして、9ページでございますが、附則でございます。この条例は、平成21年4月1日から施行をいたすものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

議案書の10ページになります。

議案第13号 土地取得特別会計条例を廃止する条例でございますが、この特別会計条例につきましては、土地の先行取得等を目的として特別会計設置をした状況でございますが、現状ではそういった必要性と申しますか、そういった形態の部分がほとんどないということと、現状の経理対象は、土地基金からの利子収入、支出については予算書・決算書の印刷経費の支出という状況になっているものから、役割は終了したということで廃止しようとするものでございます。

附則といたしましては、施行期日を21年4月1日から、2項といたしましては、決算等についての経過措置を規定したものでございます。

3項につきましては、恐れ入りますが、先ほど用いました条例議案等の説明資料の4ページをお開きいただきます。

こちらの土地取得特別会計条例を廃止することに伴いまして、土地基金条例上に「土地取得特別会計」という文言等がありましたので、関連してその部分について削除あるいは改める部分、一般会計に改める内容のものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

11ページをお開き願います。

議案第14号 大和町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

大和町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正いたすものでございます。

第3条の表、宮床線1の項中「宮床線1」を「宮床線」に改め、同表宮床線2の項を削り、同表難波線1の項中「難波線1」を「難波線」に改め、同表難波線2の項及

び鶴巣線4の項を削るものでございます。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行いたすものでございます。

条例議案等説明資料の5ページ目をお開き願います。

新旧対照表でございます。

今回の改正につきましては、町民バス利用者の皆様から寄せられました要望をもとに、利便性、効率性を考慮いたしまして運行時刻の変更、ダイヤ改正によるものでございます。

下線部分につきまして改正するものでございますが、先ほどご説明いたしましたように、宮床線2を廃止し、「宮床線1」を「宮床線」に、「難波線2」を廃止いたしまして、「難波線1」を「難波線」に、さらにまた鶴巣線4を廃止するものでございます。

なお、この廃止する宮床線2及び難波線2につきましては、回送車の部分での急行になっており、利用者がほとんどない路線でございます。また、鶴巣線4につきましては、山田小鶴沢方面に行くのに大平地区を経由して行く路線となっているため、これを廃止するもので、その分、不便を来さないように便数をふやして調整いたしております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長 渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

12ページの議案第15号でございます。

大和町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

本条例の一部を次のように改正するということでございます。

改正内容につきましては、条例議案説明資料によりご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

議案第15号関係の新旧対照表でございます。

今回の改正につきましては、地域の要望を踏まえまして、さらに県と、補助事業でございますので対象等につきまして協議を行いまして、これまでの個人住宅を対象としていた設置事業に、新たに地域の集会所等を加えるものでございます。

表の第2条、用語の定義でございます。第5号の住宅所有者の定義において、「住宅所有者」を「住宅等所有者」と改めまして、専用住宅、併用住宅、集会所等の所有者と明確に規定いたしまして、地域の集会所等を含める規定とするものでございます。

7号及び第14条につきましても、同様の語句に改めるものでございます。

議案書の12ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

それでは、続きまして議案書の13ページ、お願いいたします。

議案第16号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

大和町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例議案説明資料の8ページの新旧対照表をお願いいたします。

8ページでございます。

この新旧対照表の第4条の2でございますけれども、今回の改正につきましては、国民健康保険の被保険者にしないものとしての定義づけの一部改正でございます。すなわち、国民健康保険証を持たない児童の定義の中に、これまでは児童福祉施設に入所していた児童または里親に委託されていた者となっていたものに対しまして、追加としまして、小規模住居型児童養育事業を行う者というものが追加されるものでございます。

この小規模住居型児童養育事業といいますのは、扶養していただきます親御さんがいない子どもに対しまして、児童福祉相談所を通して預かるものでございますが、これまでの里親制度と違う点としましては、里親制度は一人ないし二人程度のお子さんを預かる者に対しまして、小規模住居型につきましては、五、六人以上を預かるものと、さらには、ある程度預かる方が専用施設、自宅を改装整備するもの、さらには、

預かるその養育者の方が、それなりの専門の実績・経験のある方が行う場合というふうにされているものでございます。この制度につきましては、国の厚生労働省の支援事業としまして、今年の4月から新たにスタートするという制度でございます。

議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

続きまして、議案書14ページをお開きをいただきます。

議案第17号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本町の道路占用料の区分それから単価につきましては、道路法施行令に準じまして定めているところでございます。平成20年の1月にこの道路法施行令の改正が行われ、国におきまして平成20年4月1日から施行されているところでございます。これを受けまして、本町の道路占用料等条例の一部を改正をするほか、同様の区分表を用いております大和町都市公園条例、それから大和町都市下水路条例、大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、大和町公共物管理条例、大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例、大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の国におけます改正につきましては、平成8年に改正が行われて以降、現在に改正されるに至っております。この間、占用料の算定の基礎となっております地価が全国的に下落していることや、それから、町村合併によりまして占用料の市町村区分の枠組み、甲、乙、丙と分かれておるところでございますが、甲地として東京23区、あるいは政令市が該当いたします。乙地として市、丙地として町村、この区分によって占用料が定められておりますけれども、この区分が変わったことによりまして、所要の見直しが行われたというものでございます。

それでは、議案書でございますけれども、第1条の大和町道路占用料等条例の一部改正につきまして、別表を次のとおり改めるものでございます。あわせまして、別冊の条例議案等説明資料9ページから12ページを参照願いたいと思います。

別表の道路法第32条第1項第1号に掲げます工作物の電柱あるいは電話柱、変圧器、広告塔関連の単価、これらにつきましては、30%前後の引き下げが行われております。

また、同項第2号の地下埋設管、上下水道管、ガス管等の分のものでございますけれども、これらにつきましては、約20%ほど引き下げをさせていただきます。また、この上下水道管等の区分でございますが、現状の占用の実態に即しまして、従来の6区分から9区分にさせていただきます。

その他の占用物件でございますが、議案書では15ページから16ページになります。それから、新旧対照表では10ページから12ページの方になりますけれども、ここに掲げます条項の中で、露店あるいは商品置き場とか、あるいは看板、標識あるいはアーチ、幕ですね、それから工事用の囲い枠とか足場とか資材置き場とか、そういったものがここに該当するわけでございますが、これらにつきましても、10%ほどの額が引き下げをさせていただきます。

議案書16ページになりますけれども、大きな区分の中の4段目でございますが、新旧対照表では12ページの2段目になります。ここに道路法施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物の欄がございます。この欄につきましては新たに追加させていただきます、これは車道、歩道、路肩を除く道路敷に、災害時での被害者の居住用応急仮設物、これを建てる場合の占用料を規定するものでございまして、この場合の占用料につきましては、実勢単価をもとに定率で乗じて占用料を計算するとしたものでございます。

この新たな号の追加によりまして、これ以降の号が一つずつずれてまいりますことから、別表備考中におきまして、「道路施行令第7条第9号及び第10号」を「道路法施行令第7条第10号及び第11号」に改めるものでございます。

続きまして、第2条の大和町都市公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、13ページから14ページを参照願いたいと思います。

この条例別表につきましては、大和町道路占用料等条例別表をもとに、関係する部分について同様の区分単価を用いてございますので、道路占用料等条例別表と同様の改正をお願いいたしますものでございます。なお、別表備考中、電柱及び電話柱の種別が漢字表記から算用数字に変わってございますので、その部分についても字句の整理をいたしますものでございます。

続きまして、議案書17ページの第3条の大和町都市下水路条例の一部改正でございます。新旧対照表につきましては、15ページから16ページになります。

議案書19ページの第4条の大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正、新旧対照表につきましては、17ページから18ページになります。

議案書の20ページの第5条の大和町公共物管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表につきましては、19ページから20ページ。

議案書の21ページの第6条の大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正、新旧対照表につきましては、21ページから22ページになります。

議案書の22ページの第7条の大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正、新旧対照表につきましては、23ページから24ページになります。

これらの条例改正につきましても、大和町都市公園条例の一部改正と同様の改正をお願いいたしますのでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項の施行期日でございますが、平成21年4月1日より施行するものでございます。

第2項の経過措置でございますが、改正後の条例の規定につきましては、施行期日以後に徴収すべき占用料について運用し、施行日の前日まで徴収すべき占用料につきましては、なお従前の例によるものといたすものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、議案書の24ページお願いいたします。

議案第18号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算でございます。

20年度の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、次の定めるところによるということで、第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,623万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億1,022万3,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出補正の款項の区分及び補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

このたびの国保の補正につきましては、約7,600万円ほどの補正をお願いするわけでございますけれども、この補正の要因といたしまして、一つは医療費が伸びたというのが大きな要因でございます。

さらに一つの要因としまして、昨年度の医療制度の改正によりまして、後期高齢者、基本的に75歳以上の方が後期高齢者に全員移行という形になったわけでございますけれども、当時の老人医療会計の中におきましては、65歳から74歳までの方の身体の不自由な方、身障の方が老人医療会計に該当して、会計の中で医療制度をもらっておったわけでございますけれども、後期高齢者医療制度に移行に伴った際に、この方々が選択性ということになりまして、後期高齢者に移行する方は移行すると、国保に移行する方は国保に移行するということがございまして、本町では、約37名の方が国保の方に移行されたわけでございます。特にこの37名の皆さんにつきましては、身体の不自由な中でも特に重症といたしますか、重い病気の方々が移行されたということで、今回、国保会計がある程度の医療費の負担増になったというものでございます。

それから、もう一点としましては、国の厚生労働省の予算の中におきまして、平成19年度と20年度の予算を組む際に、国も医療制度の関係上、19年度対比1.3倍の予算を見越したそうでございますけれども、基本的に現段階の見通しとしましては、19年度対比としまして約1.6倍の医療費の推移になるようだというのもございまして、20年度の医療費につきましては、国庫支出金が、ある程度21年ないしは22年におくれて入ってくるという状況になってまいりますので、このたび、国保基金を取り崩して、ある程度つなぎの措置を行うという補正でございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税1項1目、2目につきましては、国民健康保険税でございますけれども、今年度の国保税の収納推移、それに基づきまして補正を予定いたしました。

4ページ目の3款国庫支出金1項国庫負担金2目、3目でございますけれども、これにつきましては、それぞれ医療実績ないしは業務実績に基づきまして国庫負担金が確定したものによる補正でございます。

2項国庫補助金の1目財政調整交付金につきましては、船形コロニー入所者に対する医療費に充当するものでございまして、特別調整交付金の見込みによる補正でございます。

4款医療給付費交付金1項1目でございますけれども、これにつきましては、退職者医療に係る交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金より医療実績に基づく交付金額が確定したことに伴います補正でございます。

続きまして、6款の県支出金につきましては、3款1項の国庫負担金同様、県の負担金が確定したことによる補正でございます。

7款の共同事業交付金1項1目、2目につきましては、1目、2目とも国保連合会よりの交付金でございますけれども、それぞれ医療費、医療レセプト、1件当たり、お一人様月80万円以上の医療費ないしは月30万円以上と多額の医療費相当分に対しまして、ある程度国からの定率交付金として確定した内容でございます。それに基づく補正でございます。

5ページ目、お願いいたします。

9款の繰入金でございますけれども、これにつきましては、1項、2項とも事業精算見込みに伴いますそれぞれ一般会計および国保基金よりの繰り入れを補正するものでございます。

6ページの歳出でございます。

1款総務費1項1目につきましては、職員の人件費の調整でございます。

2款保険給付費1項1目、2目、5目、これらにつきましては、医療費の公費負担分、国民健康保険の場合ですと、一般だけに言われます7割負担、7割の公費負担分につきましては、そのレセプト審査料について、精算見込みによる補正でございます。

2款保険給付費2項高額療養費につきましては、精算見込みによる補正でございます。

7ページ、お願いいたします。

7ページの3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、5款老人保健拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払基金へのそれぞれの拠出金でございます。国民健康保険加入者数等が確定したことに基づきます拠出金を補正するものでございます。

8ページ、お願いいたします。

7款の共同事業費拠出金1項1目、2目につきましては、1目、2目とも国保連合会への支払拠出金でございます。国保財政の安定を目的とした各市町村の医療実績に基づく精算見込みによる補正でございます。

8款の保健事業費につきましては、1項、2項それぞれ特定健診事業及び健康教室

業務等の完了に伴います事業確定精算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時55分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

議案書27ページをお願いいたします。

議案第19号 平成20年度介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

介護保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に4,861万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,362万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書につきましては、12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目でございますけれども、これにつきましては、介護給付費見込み額により増額をしております。

それから、2項2目、3目につきましては、予防給付、介護予防ケアマネジメントに要するもので、確定見込みにより減額をしております。

それから、4目の事業費補助金でございますけれども、これにつきましては、要介護認定モデル事業報酬改定に伴うシステム改修への補助でございます。

それから、5目介護従事者処遇改善特例交付金でございますが、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う21年度分の必要経費として今回交付されるものでございます。21年度分の全額でございます。

それから、4款1項1目でございますけれども、これにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費見込み額による負担でございます。

2目は、予防給付の確定によるものでございます。

それから、13ページでございます。

5款1項1目でございますが、これにつきましても、介護給付費見込み額での県からの負担分でございます。

それから、3項1目、2目につきましては、予防給付、介護予防ケアマネジメントに要するもので、確定見込みによるものでございます。

それから、7款1項1目一般会計からの繰入金でございますが、法定負担分での繰り入れになります。

それから、14ページでございます。

2項1目につきましては、財源の調整により基金からの繰り入れを予定しておりますのでございます。

それから、15ページでございます。

歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費の13節でございますけれども、これにつきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修等の委託を計上してございます。それから、25節につきましては、介護報酬改定に伴います国からの交付金でございますが、これを積み立てるものでございます。

それから、2款1項1目居宅介護サービス給付等費の19節でございますけれども、これにつきましては、要介護のホームヘルプ、デイサービス、グループホーム等のサービスがふえておりますので、今回追加計上をするものでございます。

それから、2目、3目、4目でございますけれども、これにつきましては、財源の更正でございます。

それから、2項1目も同じでございます。

16ページをお願いいたします。

3項1目、2目につきましても、財源の更正でございます。

それから、4項1目、2目につきましても、財源の更正。

5項の19節でございます。これにつきましては、要支援1、2の介護サービス費の計上でございます。

それから、17ページでございます。

3目になります。3目の19節でございますけれども、これにつきましては、要支援1・2の方の介護予防ケアプラン作成費用の分を計上してございます。

それから、5款1項1目でございますけれども、これにつきましては、訪問調査、転倒予防事業の実績、それと確定によります減額でございます。

2目でございますけれども、2目につきましては、介護予防普及啓発事業に係る出前講座、それから介護予防研修会等の支出見込みによる減額でございます。

それから、2項1目の8節になります。地域包括支援センター運営協議会の実績による減額でございます。

それから、2目の総合相談事業費、次に18ページになります。3目権利擁護事業費、これにつきましては、実績による減額でございます。

5目の任意事業費でございますけれども、これにつきましては、配食サービスの実施、それから緊急通報システム安心コールセンター業務の実施見込みによる減額でございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第20号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第3号)でございますが、次のとおり定めるものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ106万2,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,588万2,000円と定めるものでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算補正の款項の区分を記載したものでございます。事項別明細書の20ページをお願いいたします。

20ページの歳入でございますが、1款1項2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子収入見込み額によりまして補正するものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳出との見合いで財源の調整のため繰り戻しをするものでございます。

4款3項の森林総合研究所支出金につきましては、支出の部分でもございますけれども、今回、研究所の旧緑資源の造林地になりますけれども、そちらの作業道新設という形で20年度の事業予定を組んだところでございますが、その際に、間伐が必要であろうということで間伐経費を見込んだ形での交付がなされる内容でございましたけれども、現場で実施をするに当たりましては、間伐は不用で、除伐の2で実施可能だということになったことによりまして減額措置をいたすものでございます。

歳出の方の2款1項3目緑資源機構分収造林管理地につきましては、収入でご説明申し上げました作業道新設工事の部分について、間伐部分の不用額部分を減額するものでございます。

4目の諸費につきましては、2月の一般会計の補正の際にもご説明申し上げましたが、20年度で新築をいたしました荒井公民館の合併浄化槽部分に係ります財産区からの繰り出しの措置でございます。

それでは、議案書の32ページをお願いいたします。

議案第21号 平成20年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

下記のとおり定める内容でございますが、今回につきましては、歳入予算の補正のみになってございます。歳入予算補正によるということで、内容的には増減なしで調整をするものでございます。

それでは、事項別明細書の21ページをお願いいたします。

歳入の部分ですが、財産運用収入の利子及び配当金につきましては、基金の利子収入見込みに伴いまして補正を行うもの、一つ飛ばしていただきまして、繰越金については、19年度からの繰越部分について措置をいたすものでございまして、これらの増経費に対しまして、財政造成基金からの繰入金で繰り戻し措置によりましてゼロとするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

それでは、議案書の34ページでございますが、議案第22号 平成20年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきまして、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ692万8,000円といたすものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

事項別明細書の23ページ、お開きいただきます。

歳入でございますが、3款1項1目一般会計繰入金であります。これにつきましては、財源調整により戻し入れを行うものでございます。

4款1項1目の繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。計上いたしましたものでございます。

5款2項1目の奨学費貸付金元利収入につきましては、貸付金の償還におきまして、現年分及び過年度分におきまして収入見込みにより増額計上いたすものであります。

次に、歳出であります。1款1項1目の事業費、11節の貸付金であります。高校生3名、大学生10名の貸付枠の設定をいたしておりましたが、高校生1名、大学生4名の貸付決定により、貸付者が減となったことから減額の補正をお願いするものであります。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

それでは、続きまして、議案書の36ページ、お願いいたします。

議案第23号 平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成20年度後期高齢者特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条としまして、予算総額から2,137万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ1億4,633万9,000円とするものでございます。

2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

このたびの後期高齢者特別会計の補正につきましては、昨年の4月からスタートしました当該制度が、昨年年度途中におきまして保険料の軽減等、制度の見直しがあり、宮城県の後期高齢者医療広域連合会の当初予算見積もりの中に変更が生じたことによる補正が主な要因となっております。さらには、県広域連合より支払われます医療給付費におきましても、当初広域連合では、1年分、12カ月分予算措置を講じたものでございましたが、医療費は、本来お医者さんにかかった翌月以降に請求が上がってくるということで、平成20年4月、昨年の4月分につきましては医療費の支出が発生しなかったということで、12分の1相当分が減額になったというのが今回の補正の主なものでございます。これに伴いまして、各市町村の広域連合への負担金、納付金が減額となったものでございます。

それでは、事項別明細書の25ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料でございます。1目、2目でございますけれども、1目、2目とも保険料でございます。今回の補正につきましては、保険料の金額の確定見込みによる補正でございます。1目の特別徴収、すなわちこの部分が年金天引きの部分でございますけれども、特別徴収につきましては100%の収納率を見込みました。2目の普通徴収につきましては、95%の収納率を見込んで補正をいたしております。

3款繰入金でございますけれども、一般関係よりの繰入金でございます。保険料のそれぞれの所得割軽減につきまして、県の方より軽減支援金の確定に伴います補正を行うものでございます。

4款諸収入4項受託事業収入でございますけれども、後期高齢者連合会よりの高齢者の健康診断の受託料でございます。これにつきましては、受診者の実績に伴いまして、受託料の費用が確定したことによる補正でございます。なお、受診者につきましては、平成20年度は、大和町は681の方が健康診断を受診しております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目13節の委託料でございますけれども、この委託料につきましては

は、医療管理システムの保守料の精算及び健康診断業務委託完了に伴います減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

1目、これにつきましては、保険料の各個人の軽減額が確定したことに伴いまして保険徴収額が確定し、宮城県広域連合会への最終納付金額が確定したことによる減額補正でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長 渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

それでは、議案書の38ページでございます。

議案第24号 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成20年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,750万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,636万7,000円とするものでございます。

2項といたしまして、補正の款項の区分ごとの補正の金額、第1表歳入歳出予算補正に定めるものでございます。

第2条につきましては、明許繰り越しでございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費、これにつきましては、第2表繰越明許費に定めるものでございます。

第3条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものとするものでございます。

40ページをお願いいたします。

先ほどの第2表繰越明許費でございます。

1款1項下水道建設費、公共下水道整備事業として4,859万2,000円の繰り越しでございます。内容といたしまして、大和リサーチパーク関連の污水管布設工事、それから、県道大和大衡線のそれに伴います舗装復旧工事、さらに、大和流通団地関連と

いたしまして汚水管布設工事3件の合計5件の契約となっております。いずれも開発事業との調整などによりまして、工期をそれぞれ延期するものでございます。大和リサーチパーク関連につきましては6月30日まで、それから、流通工業団地関連につきましては、7月17日までの予定といたしております。

次に、41ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正でございます。

公共下水道事業債でございます。補償金免除繰上償還額の確定によりまして、1,760万円を減額して1億990万円にいたすものでございます。流域下水道債につきましては、流域の建設負担金の確定によりまして270万円を減額し3,000万円といたしまして、起債合計を6億8,800万円から6億2,850万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、記載のとおりでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書の28ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目下水道事業負担金並びに2款1項1目下水道使用料、これの補正につきましては、本年度収入見込み額によりましてそれぞれ減額補正するものでございます。

2款2項1目下水道手数料につきましては、収入見込み額により増額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、借入償還額等の確定によりまして減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

6款2項1目雑入でございます。これにつきましては、吉田川流域負担金返還金がございますが、この確定によりまして増額するものでございます。

7款1項1目下水道債につきましては、事業費の確定により借入額の減額確定するものでございます。

次、30ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。主なものとしまして、3節の職員手当につきましては、マンホールポンプ等、緊急工事に要した職員の時間外手当の補正をお願いするものでございます。9節につきましては、精算による減額補正。12節役務費につきましては、電話料、通信費の減額、それから、管路等の清掃に伴うくみ取り手数

料の計上でございますが、不足額を補正計上するものでございます。13節委託料につきましては、特定事業場接続点の水質調査業務及び管渠清掃業務委託費の確定による減額補正でございます。次、19節の流域下水道等の維持管理負担金につきましては、精算見込みによる補正計上でございます。

次に、2項1目下水道建設費でございます。これにつきましては、単独事業では、小鶴沢幹線の排水管改良工事等の確定。補助事業につきましては、委託料の工事費への組み替え、流域下水道建設負担金については、負担金の確定による減額でございます。

節ですけれども、9節及び11節につきましては、所要額の確定による見込みにより減額するものでございます。13節委託料につきましては、委託契約等の確定により減額補正するものでございます。補助事業分につきましては550万円でございますが、工事請負費の方に組み替えするものでございます。14節使用料は、機器更新契約等の確定により減額補正するものでございます。15節工事請負費につきましては、単独事業、補助事業に係ります工事契約額の確定により減額補正するものでございます。31ページをお願いいたします。19節負担金につきましては、流域下水道建設負担金の確定による減額でございます。

2款公債費1項1目元金につきましては、財源の振りかえでございます。

2目利子につきましては、繰上償還に伴う支払い利子分の減額補正でございます。以上でございます。

次に、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第25号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成20年度の大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,857万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の36ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項農業集落排水事業分担金、これにつきましては、本年度収入見込み額により減額補正するものでございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、これにつきましても本年度収入見込み額により補正増するものでございます。

3款1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、宮城県からの維持管理補助金の確定によりまして増額補正するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費充当分の減額により補正するものでございます。

37ページになります。

5款1項1目繰越金につきましては、繰越額の計上でございます。

6款1項1目預金利子につきましては、受け取り利息の補正でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございますが、一般管理費の確定見込みによる減額補正でございまして、主なものといたしまして、12節役務費につきましては、污水くみ取り手数料の見込み額により減額するものでございます。13節委託料につきましては、汚泥処理業務及び施設台帳作成業務の委託契約の額確定によりまして減額補正するものでございます。19節の負担金につきましては、県協議会の負担金の確定及び補助金につきましては、水洗化改造資金利子補給金の見込み額により減額補正するものでございます。

次に、2款1項公債費につきましては、財源の振りかえでございます。

以上が農業集落排水事業でございます。

次に、続きまして、議案書の44ページをお願いいたします。

議案第26号でございます。平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

平成20年度の大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,242万2,000円とするものでございます。

2項といたしましては、補正の款項の区分、区分ごとの補正金額について、第1表に定めるところのものです。

事項別明細書の40ページをお願いいたします。

歳入の明細でございます。

1項1目合併処理浄化槽事業分担金及び2款2項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、本年度見込み額によりそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費充当分の減額による補正でございます。

5款1項繰越金につきましては、前年度からの繰越額の計上でございます。

6款2項1目雑入につきましては、消費税の還付金の確定によりまして補正計上するものでございます。

41ページお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、一般事務管理費等の確定による減額補正でございまして、主なものといたしまして、11節の修繕料につきましては、地震災害等による浄化槽の修繕工事、この工事費の確定により減額補正するものでございます。それから、12節の手数料につきましては、法定検査手数料で対象基数の減少等により減額補正するものでございます。14節委託料につきましては、保守清掃点検業務の委託契約の確定により減額補正するものでございます。19節補助金につきましては、水洗化改造資金利子補給金の見込み額により減額するものでございます。

次に、2項1目合併処理浄化槽建設費につきましては、事業費の確定により減額補正するものでございます。15節の工事請負費につきましては、基数44基から42基ということで、工事費の精算による減額補正でございます。19節補助金につきましては、設置助成金の精算でございます。

以上が合併浄化槽でございます。

次に、続きまして、議案書46ページをお願いいたします。

議案第27号でございます。大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、総則での定めでございますが、20年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収支でございます。

平成20年度の大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

表の方に参りますが、収入の方で、第1款水道事業収益につきまして 977万 9,000

円を減額し、水道事業収益計を8億6,793万6,000円といたしまして、1項営業収益からも同額を減額しまして、営業収益合計を6億5,627万9,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用から886万5,000円を減額し、事業費用合計を8億4,762万7,000円といたすものでございます。

同じく1項営業費用からも同額を減額いたしまして、7億9,827万2,000円とするものでございます。

次に、第3条の収益的収支でございます。これにつきましては、予算第4条本文括弧中の「1億6,277万4,000円」を「1億6,578万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入から405万8,000円を減額し、収入合計を2億607万2,000円としまして、同じく内訳でございますが、5項固定資産売却代金でございます。これからも同額を減額しまして608万9,000円とするものでございます。

次、支出でございます。

第1款資本的支出、これにつきましては50万3,000円を追加し、支出合計を3億7,385万7,000円といたすものでございます。

同じく2項企業債償還金にも同額を追加いたしまして、合計を2億6,093万8,000円とするものでございます。

次に、4条の議会の議決を経なければ流用できない経費でございますが、職員給与でございます。97万8,000円を増額いたしまして、ここにございます5,815万円と定めるものでございます。

事項別明細書の44ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算内訳書でございます。

まず、資本的収支からでございますが、収入でございます。

1款1項2目受託工事収益につきましてでございます。県事業に係りますこの前河原地区小野橋添架工事予定されておったところでございますが、県事業の延期により21年度事業とされたことから、今年度減額措置するものでございます。

そのほか、受託工事費の確定による精算をしまして減額をいたすものでございます。

次に、支出でございます。

1款1項1目浄配水費の手当につきましては、水道漏水事故等緊急工事に係る職員時間外手当の追加補正でございます。

それから、2目受託工事費の減額につきましては、先ほど申し上げました小野橋等の受託工事費の減額、それから、町道山ノ神禅興寺線あるいは東車堰線、北部工業団地関連の受託工事がございましたが、これらの精算によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

資本的収支の方でございますが、まず収入、1款5項1目固定資産売却代金につきましては、北部工業団地関連によります配水管撤去に伴う補償金の確定によりまして、今回減額が出ましたので減額補正をお願いするものでございます。

支出につきましては、1款2項1目企業債の償還金でございます。これにつきましては、前年度補償金免除繰上償還分等の精算によりまして償還金の減額がございましたので、補正をお願いいたします。

以上よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

続きまして、議案書に戻っていただきまして、議案書の47ページをお開きをいただきたいと思っております。

議案第41号 大和町総合計画基本構想についてご説明をいたしたいと思っております。

大和町総合計画基本構想を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

別冊の議案第41号関係資料ということで、大和町の第4次総合計画の部分の別冊のつづりをご配付申し上げております。

まずもって訂正をお願いしたいんですけれども、1枚開いて2枚目の目次の中で、一番最後になります。第3編基本計画の中の一番下から2段目のところに3広域行政の推進と表示してございます。このページが「94ページ」となっておりますけれども、これ、「84ページ」にご訂正をお願いいたしたいと思っております。大変申しわけございません。

それでは、第4次総合計画につきましてご説明をいたしたいと思っております。

議員皆様に配付をいたしております計画書につきましては、第1編が序論、序論につきましては1ページから13ページで記載をしてございます。第2編が基本構想部分でございます。これについては、15ページから33ページまでの部分が基本構想部分でございます。これにつきましては、去る2月17日に全員協議会を開かせていただきましてご説明を申し上げているところでございますが、その後、2月25日に開催の第3回大和町総合計画審議会へ町長より計画案を諮問をいたし、審議会より答申をいただいたところでございます。審議会委員からの意見により修正をいたし、本日、大和町総合計画基本構想を提案をいたすものでございます。

なお、この審議会での修正部分につきましては、別紙にこのような形で修正箇所という部分で、ちょっと細かくて申しわけないんですけれども、最終に修正を審議会からいただいた部分の修正箇所でございます。ページ数、そして箇所と、修正前と、それからあと対応と、そして修正後ということで、向かって右端がこの修正後の一番最終の部分になってございます。よろしく願いをいたしたいと思っております。これもあわせてご参照いただければと思います。

それでは、今回の分につきましては、2ページをお開きをいただきたいと思っております。総合計画の部分の2ページでございます。

今回の総合計画策定にあたりましては、趣旨につきましては、これまで本町では、昭和47年に策定した大和町の基本構想、そして平成7年に策定いたしました大和町第3次総合計画等々で、今まで一貫してバランスのとれた産業構造の確立を目標に、就業の場の確保と、これにあわせた住環境の整備、住民福祉向上等に努めてきたところでございます。

中段になります。本町が今後とも持続的な発展を遂げていくためには、町民の皆さんとの協働を基本に、時代の変化を見据え、町民の皆さんの意見を取り入れながら、効率的・効果的な施策展開と行財政運営を図っていく必要があります。

このようなことから大和町の第4次総合計画、こうした諸課題の適切な対応と自立した『新の地方自治』の確立を図るため、本町における今後のまちづくりの方針・方向性を明らかにするためにこの策定をいたしたものでございます。

2番目に計画の性格と役割でございます。

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき定める計画でございます。町民の皆さんと町とが一体となり取り組んでいく協働のまちづくりの総合的な指針となるものでございます。

本計画は、本町におけるまちづくりの最上位の計画として、各分野における具体的な計画の作成や施策・事業の実施に際しての基本となるものでございます。

次、3ページになります。

それでは、計画の構成と期間でございますが、今回の計画は、基本構想と、それから、基本計画という部分の構成になってございます。

基本構想におきましては、4項目の章立てで構成をいたしてございまして、第1章がまちづくりの基本目標、そして2章がまちづくりの基本方針、そして第3章で重点プロジェクト、そして第4章で将来フレーム、この部分につきまして、それぞれ括弧書きに書いてございましたテーマ等々につきましての部分、項目につきまして、基本構想としてまとめたものでございます。

次に、基本計画でございます。基本計画につきまして、8項目の章立てで構成をいたしてございまして、第1章がみやぎの元気を創造する産業のまちづくりから、第8章計画の進行管理と推進体制まででございます。

(2)に計画の期間でございます。

基本構想と基本計画のそれぞれの期間につきましては、基本構想が平成21年度から平成35年度までの15年間といたすものでございます。基本計画が、社会経済情勢の変化等に的確に対応できるよう、平成21年度から平成27年度までの7年を前期、そして平成28年度から35年度までの8年を後期といたすものでございます。

なお、(3)で計画の進行管理でございます。

計画推進のためのこの進行管理につきましては、3年単位の実施計画を策定し、計画の適切な進行管理を行うものでございます。

なお、次の4ページの第2章大和町の現状とまちづくりの課題につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。ごらんさせていただきたいと思っております。

16ページをお開きいただきたいと思います。

次に、16ページの第1章まちづくりの基本目標でございます。

まちづくりの基本理念につきましては、その太枠で囲った部分で記載をしております。「町内全ての地域で、子どもから高齢者にわたるあらゆる世代・人が、そして、これから大和町に移り住む人たちも…みんなが誇りと愛着を持って住み続けられるまちの実現」を目指すものでございます。

そして2番目に、まちづくり推進キーワードにつきましては、一番下の太枠で記載をしております。キーワードといたしまして、「協働」と「人づくり」と定めたもの

でございます。

次に、3に計画のテーマと将来像でございます。

今回の将来像につきましては、基本理念に掲げる定住環境を進めていく上で前提となるのは安定した就業と所得の確保であり、このために町では、農業と工業を基幹産業とする農工併進のまちづくりを進めてきました。

この結果、本町には数多くの企業が立地し、工業出荷額も第4位の「仙台都市圏北部の中核都市」に発展をしたということでございまして、本町が目指す「中核都市づくり」は、これで終わりではありませんということでございます。今後いろいろな形で進出が予定される自動車産業や高度電子機械産業などそ野が広く、地域経済への波及効果が高い業種を中心に、さらなる工業の集積を図るということでございます。これまでの仙台都市圏北部の枠組みを超えて、宮城県が目標に掲げる“富県共創！～県内総生産10兆円への挑戦～”の一翼を担うべく、ものづくり産業全体を力強くけん引する「みやぎの中核都市」の実現を目指してまいります。

一番下の方でございます。下から3段目。

そして本町は、『真の中核都市づくり』を進めていくことにより、活力と笑顔に満ちた“元気、安心、便利なまち”の実現を目指してまいりますということで、今回のこうした考えに基づき、本計画では、まちづくりのテーマを、その下の表のとおり将来像をまとめた部分でございます。

真ん中に計画のテーマでございます。「豊かな自然と共生し、輝く未来に向けて躍進するみやぎの中核都市・大和～活力と笑顔に満ちたまちをめざして～」ということでございまして、将来像を、一つは「元気なまち」、もう一つは「安心なまち」、「便利なまち」というこの3項目で構成をいたしたところでございます。

次に、18ページをお開き願います。

この基本構想の中の基本方針ということで、これらのテーマの将来像を次のような部分で、体系図として下の表のとおりまとめた部分でございます。

左の方が「みやぎの中核都市・大和」、そして将来像が「元気なまち」、「安心なまち」、「便利なまち」、それぞれの部分で項目を、「元気なまち」が2項目、それから「安心なまち」が2項目、「便利なまち」が2項目。そして、キーワードとした「協働」と「人づくり」という形で全体的な基本方針を定めたところでございます。

次に、以下19ページから29ページまでの基本方針、それから、33ページまでの将来

フレーム等については前回ご説明申し上げましたので、詳細については省略をさせていただきます。36ページをお開きいただきたいと思います。

今回の第4次総合計画の基本的な体系、基本計画の体系でございます。これについて36ページと37ページにまとめてございます。

基本計画の体系といたしましては、左側の36ページに基本理念及び計画のテーマということで、そこに掲げた部分が基本構想の部分、それから将来像及び重点プロジェクト、「元気なまち」、「安心なまち」、「便利なまち」、ここの36ページの部分が基本構想の部分の構成でございます。

そして37ページの部分のまちづくりの基本方針、これは1章から7章までの分で、「産業のまちづくり」、「環境のまちづくり」、「福祉のまちづくり」、「学習のまちづくり」、「定住のまちづくり」、「安全のまちづくり」、「協働のまちづくり」で7章構成の部分につきましては、基本方針ということでまとめてございまして、それを実現するための主要施策がその右側の部分でございます。これについては、それぞれ全体で23項目構成で策定をいたしてございます。この部分の37ページ部分が、基本計画の部分になるわけでございます。

それでは、この37ページ以降の基本計画の部分ですね、これについて今回ご説明を申し上げたいと思います。

38ページでございます。

基本構想を受けての基本計画、これが主要施策ということで、38ページ以降に記載をさせていただきます。これの概要について説明を申し上げたいと思います。

まずもって第1章のみやぎの元気を創造する産業のまちづくりでは、産業集積の促進として、企業誘致の事業や仙台北部中核工業団地センター地区への各種サービス施設の導入を図ってまいります。既存工業の振興及び地元企業の育成支援として、中小企業振興資金貸付事業を行ってまいります。

それから、40ページ、41ページでございます。

農林水産業の振興は、農林業経営基盤の安定化、それから、農林産物の加工・流通・販売の強化、付加価値の高い食づくりと地産地消の推進、「つくり・育てる漁業」の展開を進めてまいります。

それから、42ページ、43ページでございます。

商業の活性化と観光の振興では、中心商店街の活性化、それに経営者の育成と支援体制の拡充でございます。体験型観光の推進を進めてまいります。

44ページ、45ページになります。

雇用の安定と勤労者福祉の充実では、立地企業における地元雇用の促進、職業能力開発体制の充実、そして勤労者福祉の充実を図ってまいります。

46、47ページにつきましては、第2章でございます。美しい自然を大切にする環境のまちづくりでは、三つの主要施策を展開してまいります。

一つ目の環境保全の推進では、大和町環境基本計画に基づく環境保全の推進、公害防止を進めてまいります。

48、49ページになります。

環境美化の推進と景観の保全・整備でございます。これについては、環境美化行動の実践、不法投棄防止の推進、街並み・景観の保全・整備を図ってまいりますということで記載してございます。

50、51ページにつきましては、資源循環型社会の構築でございます。これについては、ごみ減量化の推進とリサイクルの徹底、ごみ収集体制・処理施設の充実を図りますということでございます。

次の52ページ、53ページにつきましては、第3章になります。安心した生活がおくられる福祉のまちづくりでは、四つの主要施策を展開してまいりますということで、一つ目の子育て支援の充実では、母子・小児の保健・医療の充実、子どもの健全育成と保育体制の充実、母子・父子福祉の充実を図りますということで、ここに計画をしてございます。

54ページ、55ページにつきましては、高齢者福祉の充実でございます。これについては、介護福祉サービスの充実、生きがいつくり活動の充実、高齢者福祉施設の充実を図りますということでございます。

そして、56ページ、57ページにつきましては、健康づくりの推進では、健康づくりの総合的推進、生涯にわたる保健サービスの充実、地域医療体制の充実を図りますということでございます。

58ページ、59ページの地域福祉の充実では、地域福祉活動の充実、障がい児・者福祉の充実、高齢者や障がい児・者にやさしいまちづくり、社会保障の充実を図りますということでございます。

60、61ページが、第4章になります。豊かな心をはぐくむ学習のまちづくりでは、二つの主要施策を展開してまいります。

一つ目は、学校教育の充実として小学校・中学校の充実。そして、61ページに掲げ

る各項目に取り組んでまいるといふこととございます。

幼児教育の充実、高校・大学の充実においては、62ページに掲げる項目で取り組んでいくという計画にしています。

それから、63ページの生涯学習の推進では、64、65ページにかけて、生涯学習の体制整備ということと、社会教育・公民館活動の充実、町民文化活動の充実、文化財の保護と伝承、生涯スポーツの推進を図るといふことと計画を立てています。

次の66ページ、67ページにつきましては、第5章でいます。

便利で快適に暮らせる定住のまちづくりでは、四つの主要施策を展開しますといふことと、一つ目の市街地整備の推進では、中心市街地の整備、そして周辺市街地の整備を図りますと。

68、69ページ、これの集落環境の保全・整備では、農村・田園地域の保全・整備、森林・丘陵地域の保全・整備を図りますと。以下主な取り組みが記載されています。

次に、70ページ、71ページでいます。

交通基盤の充実・強化では、幹線道路の整備、そして生活道路の整備、公共交通の充実・強化を図ります。

72ページ、73ページにつきましては、生活関連施設等の整備・充実では、上下水道の整備・充実、そして公園・緑地の整備、情報・通信網の整備・充実を図りますと。

74ページから75ページにつきましては、第6章になります。

災害に強く危険の少ない安全のまちづくりでは、三つの主要施策を考えています。

一つ目が、防災対策の充実では、防災体制の確立と防災意識の普及、消防体制の充実、そして治山・治水対策の促進を図ります。

そして、76ページ、77ページにつきましては、防犯対策の充実では、防犯思想の啓発及び防犯体制の強化、そして消費者教育の推進と保護体制の充実を図ります。

78、79ページについては、交通安全対策の充実でいます。これにつきましては、交通安全運動の推進、そして交通安全教育の充実、交通安全施設等の整備を図るといふことと計画をしています。

80ページから81ページになります。

最後に、主要施策を進めるには「協働」と「人づくり」がキーワードになりました。第7章にみんなで進める協働のまちづくりを進めてまいるといふこととございま

す。主要施策は三つでございまして、一つ目の町民参加の促進では、町民によるまちづくりの積極的推進、そして情報公開・広報広聴活動の充実、男女共同参画の推進を図るということにしております。

82ページと83ページ、これにつきましては、効率的な行政運営と健全な財政運営、それに町民サービスの向上、健全な財政運営を図りますということでございます。

84ページの広域行政の推進では、幹線交通ネットワークの整備・形成、そして行政事務組合の充実と民営化の推進を図りますということでございます。

そして、終わりの85ページになります。

これにつきましては、第8章で計画の振興管理と、それから推進体制を定めたものでございます。

以上が大和町総合計画の基本構想の部分と、それで、前回、基本構想の場でご説明申し上げましたが、今回、基本計画の構成の部分について、参考としてちょっと添付いたしました。今後、これに基づきましてそれぞれの3年間の実施計画をつくりまして、この進行管理を図っていくという形になりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上、ちょっと長くなりましたが、大変申しわけございませんが、よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時57分 休 憩

午後2時07分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

それでは、議案第42号 大和町国土利用計画についてご説明申し上げます。

大和町国土利用計画を別冊のとおり定めたいので、国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それで、別冊の国土利用計画をお開きをお願いしたいと思います。

議案第42号関係というふうに記載してございます。

お開きをいただきまして、次のページ、前文というふうに記載をしてございます。

前議案におきましては、大和町第4次総合計画を説明を申し上げましたが、この計画を進めるに当たりまして、大和町の町土の土地利用計画を定める必要がありますので、国土利用計画法第8条の規定に基づきまして必要な事項を定めるものでございます。これに当たりましては、宮城県国土利用計画を基本といたしまして、地方自治法第2条第4項に基づき、大和町第4次総合計画と整合をとりながら定めるものでございます。

なお、社会情勢の変化等によりまして、必要に応じて計画の見直しを行うものでございます。

続きまして、1ページをお開きをお願いしたいと思います。

町土利用の基本方針でございます。

中段をごらんをいただきたいと思います。

基本方針は全部で6項目定めております。

①は、豊かな自然と調和した「みやぎの中核都市」を目指し、拠点的な機能を持つ地域を重点的に、かつ有機的に整備し、計画的な土地利用を行うものとしておるものでございます。

②につきましては、町土を自然と人が永続的に共存する一つの環境圏ととらえ、自然と生活、生産活動が調和した環境が形成されるように町土利用を図るものでございます。

③は、その3行目でございます。町土資源が限られている中で、町土の安全性の確保、公害の防止、快適な環境、精神的な豊かさの実現、健康活動の場の提供など、有効利用を図ります。また、利用目的に応じた区分ごとに需要と供給の量の調整を行いまして、町土利用の質的向上を図るものでございます。

続きまして、2ページでございます。

④でございます。土地需要の量的調整に当たりましては、土地需要を適正に誘導し、有効利用を促進することを前提といたしまして、一たん改変いたしますと、土地

は容易に以前の土地に回復できないこと、それから、生態系を初めとしましてさまざまな自然循環に影響を与えることなどを考慮いたしまして、調整を行うことが必要というふうにしております。

農林業の土地利用につきましては、食糧供給の基盤としての農地の確保に努め、2次産業、3次産業との調整を図ってまいります。

⑤でございます。町土の利用の質的向上については、産業基盤の集積、交通体系の確立等、都市地域と農山村地域とが一体となって発展する利用計画を図ります。

⑥でございます。町の健全な発展、町民の快適な暮らしの確保のためには、自然環境要素と人口環境要素のバランスを保ちながら推進することが必要でございます。

特に、吉田川を主とした水系の保全管理を徹底するとともに、市街地等に緑資源を可能な限り取り組むことや、山地、里山景観に努めながら進めていくものとしております。

次に、3ページでございます。

利用区分の町土の利用の基本方向について定めております。

項目については、①番目が農用地、②番目が森林、③番目が原野、④番目が水面、河川、水路、⑤番目が道路、⑥番目宅地、それから⑦番目がその他の利用区分のうち公共施設用地等について、その区分の利用方針を記載をしたものでございます。

続きまして、5ページでございます。

ここにつきましては、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要でございます。

計画の目標年度については平成35年。基礎的な人口、世帯数については、総合計画で定めたとおり、平成35年で3万人、1万1,500世帯としてございます。

また、平成35年まで、土地利用の転換を図る目標の量につきましては、次の6ページに記載をしてございます。

次に、7ページでございます。

地域別の概要でございます。これまで旧町村単位で区分しておりましたものを、時代の変化に合わせ、新たな地域区分を行うものでございます。

8ページから9ページにかけては、それぞれの地域の整備方向を定めたものでございます。

地域の区分図については、その後ろの10ページに記載をしてございます。

次に、11ページからは、総合計画に基づきまして、町土の土地利用転換を図る上で

必要な措置を定めてございます。

(1)については、公共の福祉の優先でございます。適正な利用が図られるよう、各種規制、誘導措置を図り、総合的な対策の実施でございます。

(2)につきましては、国土利用計画法の適切な運用でございます。各法律を遵守いたしまして、適正な土地利用を確保いたします。

(3)でございます。(3)は、地域整備施策の推進でございます。その4段目でございますが、今後とも企業立地の促進法に基づく活性化計画、これを進めまして、新たな産業の創出を積極的に推進をいたします。

少し飛びまして、7行目でございます。広域交通網や新交通システムの導入によりまして、これらの検討を進めてまいります。

また、南川ダム、宮床ダム、七ツ森周辺地域における観光レクリエーションの整備など、総合的な環境の整備を推進いたします。

(4)では、町土の保全と安全性の確保でございます。

①につきましては、河川などの治水、利水の整備。

②におきましては、森林や優良農地の確保について。

③では、市街地における計画的な土地利用の促進についてでございます。

12ページに参りまして、(5)環境の保全と美しい町土の形成でございます。

①では、環境を重視した行政運営。

②では、規制に関する措置でございます。

③につきましては、環境の影響評価や公害防止についてでございます。

④につきましては、快適な生活環境の形成についてでございます。

⑤におきましては、用途区分に応じた適正な土地利用の誘導でございます。

⑥につきましては、公害防止を図るための土地利用の誘導でございます。

⑦につきましては、河川の水質や緑地の保全のための土地利用制度の運用についてでございます。

次に、(6)でございます。土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化でございます。それぞれ地目について掲載をしております。

①は農用地について、②は森林について、③については、水面・河川・水路について、④については道路について、⑤については住宅地について、⑥は工業用地について、⑦は大規模の土地利用について、⑧は農地と宅地の混在が進展する地域について、⑨については低未利用地について、⑩が公共・公益の用地についてでございます。

す。それぞれの方向性を定めたものでございます。

次に、（７）が町土に関する調査の推進と成果の普及啓発でございます。

計画の実効性を高めるために調査の結果の普及・啓発を図るというふうにしてございます。

（８）が指標の活用についてでございます。計画の推進のために各種指標の活用を図りまして、必要に応じて総合的な点検を行うことというふうにしてございます。

以上が大和町国土利用計画の概要でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の49ページをお開きをいただきます。

議案第43号 町道路線の廃止についてでございます。

下記の路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、路線名は吉田落合線でございます。起点が大和町吉田字八反田下8番2、終点が大和町吉田字北谷地12番でございます。

別冊の町道廃止認定路線関係説明資料をごらんをいただきたいと思っております。お開きをいただきたいと思っております。

この議案第43号関係、議案第44号関係の図面が記載してございます。

廃止路線につきましては青で表示している区間でございます。この路線につきましては、現道起点から国道457号線までの区間、550メートルの区間でございますが、これを新たに道路整備を予定してございますので、認定がえを行おうとするものでございまして、廃止する区間につきましては1,601メートルの区間でございます。

続きまして、議案書の50ページ、議案第44号 町道路線の認定についてでございます。

下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

起点は、吉田落合線が大和町吉田字八反田中1番、終点が大和町吉田字北谷地12番。もう一つの認定路線が熊野大沢線でございます。起点が大和町落合相川字熊野120

番1、終点が大和町落合相川字大沢 115番でございます。

これにつきましても、説明資料をごらんいただきたいと思います。

認定路線のまず吉田落合線でございますが、赤で表示しております区間でございます。国道 457号線から黒川消防署までの 2,151メートルの区間でございます。

もう一つの認定路線でございます熊野大沢線につきましては、この裏の図面をごらんをいただきたいと思います。これにつきましては、主要地方道仙台三本木線から町道蒜袋相川線までの旧県道敷でございます。この区間につきましては、県より払い下げを受けまして町道に認定し、管理しようとするものでございます。延長は 698メートルでございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

議案書の51ページでございます。

議案第45号 字の区域をあらたに画することについてご説明を申し上げます。

地方自治法第 260条第 1 項の規定により、本町の字の区域を下記のとおりあらたに画するものでございます。

記といたしまして、左側でございます。あらたに画する字名でございます。大和町字テクノヒルズといたすものでございます。左の区域の包含されている区域でございますが、大和町小野字一ノ渡戸の一部、それから字蛇石山の一部、それから字前沢の一部、そして明通の一部、この4字名の部分の中からテクノヒルズという字名にいたすものでございます。

このことにつきましては、大和町リサーチパーク造成事業区域について、事業の進捗によりあらたに字を画するものでございます。字名の「テクノヒルズ」の名称につきましては、東京エレクトロンAT株式会社様及び宮城県土地開発公社において字名を社内公募いたし、新名称案を町に提案をいただいたところでございます。町といたしましても、各課に照会や、庁議等において検討した結果、東京エレクトロンAT株式会社様の意見も反映しており、県内初の片仮名の字名であり、「先端技術産業が立地する丘」ということで県内外にも広まりやすいという理由で、今回、新字名を提案

いたすものでございます。

次に、別紙議案第45号関係の資料を提出してございます。議案45号関係、総務まちづくり課の部分でございます。

1ページ目でございます。これが、現在のリサーチパークの造成事業の位置図でございます。開発事業地は黄色の部分、都市計画道路北四番丁大衡線の東側の区域で、53.6ヘクタールの位置でございます。

次、2枚目の地図につきましては、変更前の字名の部分でございます。中央部が蛇石山、東側が前沢、北側が一ノ渡戸、南側が明通といった部分で、これは旧変更前の字名の部分でございます。

次、3枚目でございます。これが変更後、今回の字名の部分が赤で囲った部分、この全体がテクノヒルズという字名で今回お願いをしようとするものでございます。

以上が議案の45号でございます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、52ページに戻っていただきまして、議案書の52ページでございます。

議案第46号でございます。宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてでございます。

地方自治法第 286条第 1 項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次の53ページをお開きいただきたいと思っております。

別紙でございます。宮城県市町村自治振興センター規約の変更でございます。

これにつきましては、センター規約の一部を次のように変更するものでございまして、その前に新旧対照表の部分は一番最後のページに、議案第46号関係の部分がページ25ページということで、新旧対照表、条例議案等説明資料の部分に記載してございます。25ページになります。

この中で、規約の第6条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。このことにつきましては、自治振興センター規約の「議員の報酬」を、地方自治法の改正に伴いまして「議員報酬」に改めることについて、地方自治法の規定により協議があったものでございまして、今回、議会の議決をお願いするものでございます。組合の今回の部分は、「議員の報酬」を「議員報酬」に改めるということでございます。

附則といたしまして、この規約は、知事の許可があった日から施行をいたすもので

ございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時27分 延 会